

外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」について 新旧対照表

項番	変更区分	新	旧	変更箇所
1	訂正	1. <u>機構における当該銘柄の取扱開始後1年を経過しない銘柄の場合</u>	1. <u>新規上場銘柄等(上場後1年を経過しない銘柄を含む。)の場合</u>	1.
2	訂正	2. <u>機構における当該銘柄の取扱開始後1年を経過した銘柄の場合</u>	2. <u>国内の金融商品取引所に上場後1年を経過した銘柄の場合</u>	2.
3	訂正	<u>当該銘柄の取扱いを開始した日から1年経過後に最初に到来する4月又は10月以降、毎年4月及び10月に当該銘柄の価格を見直すこととし、4月の見直し時においては3月末、10月の見直し時においては9月末から遡って1年間の各月末の終値(注2)を平均した価格</u>	<u>上場から1年経過後に最初に到来する4月又は10月以降、毎年4月及び10月に当該銘柄の価格を見直すこととし、4月の見直し時においては3月末、10月の見直し時においては9月末から遡って1年間の各月末の終値(注2)を平均した価格</u>	2.